

共生社会と二つの人権原理

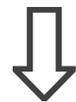
報告者：金泰明（キム・テミョン）

- ▶ 2020年度日本語教育学会秋季大会 パネルセッション①
 - ▶ 共生社会のための日本語教育
 - ▶ 稲垣みどり（山梨学院大学）
 - ▶ 金泰明（大阪経済法科大学）
 - ▶ 杉本篤史（東京国際大学）
 - ▶ 細川英雄（言語文化教育研究所）

対立から共生へ



自 由



対 立



共 生



自由を基本的価値とした社会

- ▶ 自由を基本的価値とした社会（市民社会）
= 個人的自由+市民的自由（コミットメント）
- ▶ ➡ 個人的自由；他者危害の原理、自由の絶対的領域、プライバシーの権利
- ▶ ➡ 市民的自由（コミットメント）；公共性、共通の利益の追求

人間的對立

- ▶ 對立；利益對立、價值對立
- ▶ ➡ 利益對立；分配可能性
(充足・滿足)
- ▶ ➡ 價值對立；分配不可能性
(相互承認・納得)

共生

- ▶ 共生；価値志向、関係志向
- ▶ ➡ 価値志向；善い人間・善い社会
(理想主義、将来) ... 宗教・イデオロギー
- ▶ ➡ 関係志向；関係による合意
(相互承認/共通了解、「いま・ここ」)

国民国家の創出

- ▶ 国民国家 (Nation States/言語共同体)
- ▶ Nation (民族/国家/国民)
- ▶ 諸民族 ; 多民族 → 支配民族/被支配民族 (支配民族の言語 = 共通語)
- ▶ ↓
- ▶ 国家 ; 多民族国家 (大多数) / 単一民族国家 (日本・朝鮮・アイスランド)
- ▶ ↓
- ▶ 国民 = 「文化的に均質な国家」 ; ①同化主義、②文化多元主義、③多文化主義、④「民族浄化」や「ジェノサイド」による根絶やし

市民社会の創出

- ▶ 個人的自由（個人主義）；他者危害の原理・自由の絶対領域（内心の自由）・プライバシーの権利
- ▶ 市民的自由（市民主義）；公共性・共通の利益の追求主体
- ▶ 言語共同体（言語ゲーム）；「要求—応答」関係のゲーム（契約・相互承認）
- ▶ 子供（被保護）→大人（言語ゲームの主体）→老人（被保護）

普遍的人権概念

- ▶ 天賦人権論；米独立宣言、仏人権宣言等
- ▶ 人格中心の社会；個人の自由＋人格として平等
- ▶ ➡ 抽象的人格
（意志の自由・人間の尊厳） ...カント
- ▶ ➡ 具体的人格
（所有権・アイデンティティ） ...ヘーゲル

普遍的人権概念

- ▶ 普遍的人権；「生まれながら、ただ人間であるという事実だけで、誰もが享有できる権利」
- ▶ ➡①生来の権利、②不可侵の権利、③平等の権利（人格として平等）
- ▶ 人権 = Human Rights；人間（human being）として/人間らしく生きる権利
- ▶ ➡人間（human being）として生きる権利（人間の権利）
= **存在の権利**
- ▶ ➡人間（human being）らしく生きる権利（人間的権利）
= **文化の権利**

2つの人権原理—価値とルール

- ▶ 価値的人権原理；すべての人間を人間の尊厳ある存在/「人格」として平等
- ▶ ➡ 差別を解消可能性
- ▶ ルール的人権原理；互いの差異（文化や価値観）を尊重し自由を「相互承認」
- ▶ ➡ 文化的多様性に開かれた共生社会へ

価値的人権原理

- ▶ 権利は超越的価値（神・「人間の尊厳」等）に由来。「生きること」自体が、尊い価値である。権利の根拠は「生きること」、すなわち存在自身にある。
- ▶ ➡「存在」それ自体の承認＝「人間の尊厳」という価値
- ▶ 人は出自・身分・性別・信条・思想・財産の多寡などの人間の属性にかかわらず、人格（理性存在/人間の尊厳）として平等
- ▶ ➡差異にもとづく差別を否定、すべての人間性の承認
- ▶ カントの道徳的自由論
- ▶ ➡「生来の権利」
- ▶ ➡「他者を人格として扱え」（定言命法）
- ▶ ➡自由は最高善（価値）に向かうべし（義務的人権論）

ルール的人権原理

- ▶ 権利は人間同士の関係性の中で生み出される（合意・約束）⇔超越的価値、生来の権利
- ▶ ルソーらの「社会契約説」 + ヘーゲルの「相互承認の原理」
- ▶ 市民社会（ルール社会）；ルールの下で、対等の立場で相互の自由を尊重しつつ、自己の生の欲望/価値ある人生/それぞれの「善い生き方」を追求
- ▶ 差異の受容と捨象；
- ▶ 市民主義；市民は、公共的なもの = 「みなにとって共通の事柄」につねに関心を持ち、考え、判断し、責任を持って行動

ルール的人権原理の存在意義

- ▶ 第1の存在意義；自由な個人の合意（相互承認）によって合理的な法や制度が形成され維持される
- ▶ ➡ 対立を通して相互承認しあい共に生きる可能性と条件を追求する
- ▶ 第2の存在意義；相互承認の原理によって人びとの差異や文化的多様性を受容する可能性が限りなく広がること
- ▶ ➡ 価値観の「差異」の相互承認と自由の相互承認